

令和5年度いなべ市太陽光発電設備等設置費補助金 交付申請の手引き

1 補助の目的

脱炭素社会の実現に向け、本市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、いなべ市内の個人が太陽光発電設備等を導入するために必要な経費に対し補助金を交付する。

2 補助の対象者

いなべ市内に自ら所有し、かつ、居住する住宅の屋根に新たに太陽光発電設備の設置を行う個人又は市内に自らが居住する目的で、補助対象設備が設置された新築の住宅を取得した個人で、住宅の所在地を住所地として、いなべ市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が当該住所地にある者

3 補助の対象設備

- (1)太陽光発電設備
- (2)蓄電池(太陽光発電設備と同時に設置する場合に限りです。)

4 補助金の額

- (1)太陽光発電設備(補助の対象は10kW以下、千円未満切捨て)

○7万円/kW

※太陽光パネルとパワーコンディショナーの低い方の容量(kW表示の小数点以下切捨て)を用いて計算します。

※1kWあたりの太陽光発電設備の価格(工事費込み・税抜き)が7万円未満の場合は、1kWあたりその額(1円未満切捨て)とします。

※10kW以上の設備を設置した場合の補助金は10kWに相当する額までが対象です。

- (2)蓄電池(補助の対象は10kWh以下、千円未満切捨て)

○蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額

※15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の価格かつ4,800Ah・セル未満の蓄電池であること。

※10kWh以上の設備を設置した場合の補助金は10kWhに相当する額までが対象です。

5 補助の主な条件

○いなべ市補助金等交付規則及びいなべ市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱を遵守する必要があります。

○発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。

○法令やガイドライン等を遵守する必要があります。

○別添の誓約書に同意していただく必要があります。

○原則として申請者自らが所有する住宅への設置を条件としますが、次の場合も条件を満たすものとします。

(1)配偶者又は一親等内の血族が所有する住宅に設置する場合

※申請者と住宅所有者との関係がわかる資料を提出してください。

○原則、法定耐用年数(太陽光発電設備 17 年、蓄電池6年)が経過するまでは設備の処分等はありません。

○設備設置によって得られる環境価値(例:温室効果ガス削減により生まれる価値)は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります。

※原則として、自ら消費する電力に相当する環境価値が設置者のものとなり、売電分に相当する環境価値は設置者のものとすることはできません。

○設備の法定耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません。

○蓄電池は定置用を対象とします。

○蓄電池は再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。

○蓄電池は別に定める、**別添1**「蓄電池の仕様」を満たすこと。

○補助金の交付決定日以降に事業に着手する必要があります。

○事業の完了の日から 30 日を経過した日、又は令和6年1月 31 日(水)のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。

※事業の完了とは、工事施工業者から太陽光発電設備等の引き渡しを受けた後、工事施工業者への工事代金全額の支払いの完了をもって事業の完了とします。

○設備設置後3年間は、自家消費割合報告書(様式第 12 号)を提出する必要があります。

6 補助の対象外

○固定価格買取制度による売電をする方(FIT 等の認定を受ける方)は対象となりません。

○自己託送をする方は対象となりません。

【例】発電した電力を、一般送配電事業者の送電網を使って敷地外の別宅へ送って使う

○国や地方公共団体等から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません。

○いなべ市税(市民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納がある方は対象となりません。

○兼用住宅、併用住宅、共同住宅は対象となりません。

○蓄電池のみの導入は対象となりません。

○設備の増設、買替は対象となりません。

○設備の中古品、リース品は対象となりません。

○野立ての設備は対象となりません。

○停電時のみに使用する非常用予備電源のための蓄電池は対象となりません。

7 申請書・報告書・請求書(様式)の配布場所及び提出先

配布場所

- ・ホームページ(<http://www.city.inabe.mie.jp>)からダウンロードしてください。
くらし>ごみ・リサイクル・環境>地球温暖化対策>令和5年度いなべ市太陽光発電設備等設置補助金
- ・いなべ市役所環境政策課で様式等を用意しています。(郵送請求は致しかねます。)

問い合わせ・提出先

いなべ市役所 環境部 環境政策課
〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜 31 番地
TEL:0594-86-7812 平日の午前8時40分から午後5時15分まで

【提出方法等】

- ・提出方法は郵送又は持参に限ります。
- ・持参の場合の受付時間は平日の午前8時40分から午後5時までです。【市役所内 環境政策課】
- ・郵送の場合は簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵便を推奨します。

【注意】いなべ市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書(様式第1号)は持参に限ります。

8 申請・報告・請求

(1)いなべ市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書【郵送不可】(様式第1号)両面刷

受付期限

令和5年11月30日(木)

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。注:先着順

申請書の記入注意事項

- ・5補助対象事業費は、総事業費の税抜金額を記載します。
- ・7事業着工(予定)年月日は、交付決定日以後に工事施工業者と契約する日となります。
- ・10 宣誓及び同意の申請者氏名欄は、署名または記名押印をしてください。

添付資料について

○見積書の写し

- ・見積書については、別添2「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成を依頼してください。
- ・太陽光発電設備と蓄電池それぞれの内訳書を添付してください。

【注】施工業者選定にあたっては、複数業者での比較を行ってください(事業提案を受ける、見積もりを取る等)。ただし、複数業者での比較が困難な場合(例:早期に導入しなければ希望する設備を期限内に設置することが困難)はこの限りではありません。

【注】15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)を超える蓄電池は補助の対象外となります。

○対象設備の設置場所及び付近の見取り図

- ・敷地内の見取り図(住宅地図等1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください。
- ・住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください。

○対象設備の仕様書(写し可)

- ・製品カタログ等、設備の仕様(出力、容量等)が分かる書類を添付してください。

○誓約書

- ・申請者用(第1号様式－別紙様式1)の内容を確認のうえ署名をして提出してください。
- ・工事施工業者用(第1号様式－別紙様式2)については、交付決定後工事施工者と契約次第内容を確認のうえ記名押印をして提出してください。【郵送可】

※ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています。

○電力の消費量計画書

- ・発電する電力の消費量計画書(第1号様式－別紙様式3)に、本事業により導入する設備で発電する「年間発電量(想定値)」、その電力量のうち敷地内で消費する「年間自家消費量(想定値)」、小売電気事業者に売電をする場合は「年間売電量(想定値)」については必ず記載してください。

また、「太陽光発電設備の容量」「直近12か月の電気代の合計」「世帯人数」についても記載をお願いします。

【注意】発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。

○委任状

- ・行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください。

○必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

例:親族等が所有する住宅に設備を設置する場合・・・戸籍謄本等

現地調査について

確認のため現地調査を行う場合があります。

交付決定について

申請書の受付順に内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付決定をします。

(2)いなべ市太陽光発電設備等設置費補助金変更承認申請書【郵送可】(様式第4号)両面刷

- ・補助金の交付申請の内容を変更しようとするときに提出してください。

※変更の内容によっては提出が不要な場合もありますので、お問い合わせください。

添付資料について

○変更後の見積書の写し

- ・別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に内訳書を取得してください。
- ・太陽光発電設備と蓄電池それぞれの内訳書を添付してください。

(3)いなべ市太陽光発電設備等設置費補助金完了実績報告書【郵送可】(様式第7号)両面刷

提出期限

事業の完了の日から30日を経過した日、又は令和6年1月31日(水)【必着】のいずれかの早い方の日まで。

※事業の完了の日とは、工事施工業者から太陽光発電設備等の引き渡しを受けた後、工事施工業

者への工事代金全額の支払いが完了した日をいいます。

添付資料について

○契約書の写し

○領収書の写し

・補助対象設備以外の代金と同時に支払いをした場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。

・施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です。

○対象設備の保証書及び取扱い説明書の写し

・補助金交付申請時に提出した「カタログ」と、当該報告時に提出する「保証書(メーカー保証)」「取扱い説明書」により、設置された設備が仕様を満たしていることを確認します。

・確認に必要なページのみ提出していただいても構いません。表紙、裏表紙等は省かないでください。

・**別添3**「蓄電地の仕様を確認するための書類のチェックリスト」も活用してください。

○小売電気事業者との接続契約書及び売(買)電契約書等の写し

・売(買)電に関する契約書を提出してください。(全量自家消費する場合は不要)

○設備を設置したことが分かる写真(施工前、施工中、施工後)

○補助金交付申請時に添付した資料に変更が生じた場合は変更後の書類を添付してください。

○必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

現地調査について

確認のため現地調査を行う場合があります。

(4)いなべ市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書【郵送可】(様式第9号)

・事業完了後の精算払いとします。(銀行振込)

・完了実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに交付請求書を提出してください。

提出期限

令和6年2月9日(金)まで【必着】

請求書の記入注意事項

請求者の記名押印または署名捺印をしてください。

振込先は、請求者名義の銀行口座を記載してください。

確認資料について

○振込口座の確認

・口座のわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は通帳)をご持参ください。

・郵送の場合は口座のわかるものの写しを同封してください。

参考

記名: 自己の氏名を自筆以外の方法(印刷、ゴム印、スタンプ等)で記載すること。

署名: 自己の氏名を手書き(自筆)すること。

(5)いなべ市太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書【郵送、E-メール可】(様式第12号)

- ・事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間を報告対象期間とします。
- ・報告の期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日までとし、計3回報告してください。

対象期間・報告(提出)期限について

	報告対象期間(年度)	報告期限【必着】
1回目	令和6年4月1日～令和7年3月31日	令和7年7月31日
2回目	令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和8年7月31日
3回目	令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和9年7月31日

提出方法

- 提出方法は郵送、持参、E-メールのいずれかとなります。

E-mail:k-seisaku@city.inabe.mie.jp

添付資料について

- 発電量及び自家消費量の1年間分の実績が分かる書類
 - ・モニターから出力したデータ等を取りまとめて報告してください。
- 必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

9 財産処分

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って使用できるように適切に管理してください。(太陽光発電設備の法定耐用年数は17年、蓄電池は6年です。)
- 法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分や譲渡、貸付等を行う場合は、必ず事前にいなべ市へ相談してください。(取得価格が50万円未満の太陽光発電設備は、財産処分の制限の対象外です。)

10 その他

- 当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類(発電量、自家消費量が分かる資料)等は補助対象年度の属する翌年度以降10年間保存してください。ただし、法定耐用年数が10年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください。
- いなべ市に提出された書類は返還できません。
- いなべ市に提出された交付申請書等は、いなべ市情報公開条例(平成15年条例第8号)に基づく情報公開請求の対象となります。
- 国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。

蓄電池の仕様

(1)蓄電池パッケージ

ア 蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2)性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。)

イ 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

エ 保有期間

補助金の交付を受けて対象システムを購入した場合、所有者(購入設置者)は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者(購入設置者)へ注意喚起がなされていること。

オ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

キ 蓄電池部安全基準

① リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※ 平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

② リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

(3)蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

ア 蓄電システム部が「JIS C4412」に準拠したものであること。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C4412」適用の猶予期間中は、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」の規格も可とする。

※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※ 平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(4)震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

ア 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

(5)保証期間

ア メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※太陽光発電設備、蓄電池それぞれの「工事費」「設備費」を記載してください。「間接工事費」などの共通費

については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。

※本表の「細分」項目ごとに額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の「細分」項目を合算しても構いません。ただし、内訳について別途聞き取り調査等を行うことがあります。

蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出してください。

1 蓄電池パッケージ

- システム全体を統合して管理するための番号

2 性能表示基準

- 初期実効容量

- 定格出力

- 出力可能時間の例示

- 保有期間

※補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

- 廃棄方法

※使用済み蓄電池の廃棄、回収方法が記載された書類

- アフターサービス

※国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

- 蓄電池部安全基準

リチウムイオン蓄電池部

JIS C8715-2 に準拠したものであることが分かる書類

リチウムイオン蓄電池部以外

蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠していることが分かる書類

3 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- 蓄電システム部

「JIS C4412」に準拠したものであることが分かる書類

ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若しくは「JIS C4412-2」の規格も可とする。

(注)「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

(注)平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合は、それが分かる書類でも可

4 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類(蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ)

5 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類 ※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。